

那覇市自転車等の放置防止に関する条例実施要綱

令和 3年 10月 25日

都市みらい部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市自転車等の放置防止に関する条例（令和3年3月26日那覇市条例第2号。以下「条例」という。）および、那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（令和3年3月26日那覇市規則第8号。以下「規則」という。）に関する運用について、必要な事項を定めるものとする。

(相互協力)

第2条 条例第2条第4号に定める公共の場所を管理する者が放置自転車等を撤去する場合、条例第5条に基づき那覇市に協力を求めるときには事前協議を行い、協議が整い次第文書等にて依頼することができる。この場合、市長は、撤去及び処分等に係る経費を依頼者に求めることができる。

(重点区域の意見を聴く関係団体)

第3条 市長が条例第9条第2項に基づき、自転車等放置防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定する場合に意見を聴く当該関係団体は次に掲げるものとする。

- (1) 重点区域に関係する公共の場所の管理者
- (2) 重点区域を所管する警察署
- (3) 指定する重点区域周辺自治会及び通り会等
- (4) その他関係すると認められる団体

(指定する重点区域)

第4条 市長が条例第9条第1項に基づき指定する重点区域は別表1及び別図のとおりとする。

- 2 市長が重点区域を変更または新たに指定するときは、別表1及び別図を変更しなければならない。
- 3 規則第2条第3号の重点区域の効力発生年月日は、周知期間を考慮し二月以上前に公示することとする。

(台帳に記載する内容)

第5条 条例第12条第1項及び規則第5条に基づき台帳に記載する必要な事項は次に掲

げるものとする。

- (1) 管理番号（撤去時の写真を別冊で保管）
- (2) 放置されていた場所
- (3) 保管を開始した年月日
- (4) 登録番号
- (5) 公示日
- (6) 処分日

（返還するために必要な措置）

第6条 条例第12条第1項及び規則第7条に基づく保管自転車等の返却するために必要な措置とは、台帳記録等による警察及びその他の関係団体への照会とする。

（廃棄物としての処分）

第7条 撤去及び保管した放置自転車等について、別表2及び別表3の道路管理課廃棄物認定基準に基づき廃棄物と認定できる自転車等は、直ちに廃棄等の処分ができるものとする。その場合自転車等の所有権は放棄されたと認定し、民法（明治29年法律第89号）第239条第1項に基づき、市が当該自転車等を無主物として先占し所有権を取得することができる。

（返還等を行う日時及び場所）

第8条 市長は、保管自転車等の利用者等が当該自転車等を引き取る場合の返還等を行う日時及び場所は次のとおりとする。

- (1) 返還手続場所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎 7階 道路管理課
- (2) 返還日時、場所 第2及び第4水曜日、金曜日 朝9時から12時まで
真嘉比高架橋下ヤード（東側）

但し、祝日および慰霊の日、12月28日～1月3日は事務を取り扱いしない。

- (3) その他市長が必要と認める日時及び場所

（利用者等の確認方法）

第9条 規則第9条に基づき当該保管自転車等の利用者等であることを証する物は、つぎのうちのいずれかとする。

- (1) 所有を証することのできる資料（購入時の領収書、販売店署名入りの取扱説明書または防犯登録証等）
- (2) 盗難防止のチェーン等のカギ等

(3) その他市長が認める方法

(費用の免除)

第10条 条例第13条第2項に定めるやむを得ない理由は次に掲げるものとする。

- (1) 撤去以前に盗難届を提出していて利用者等以外の者が駐車したと認められる場合
- (2) 警察より駐車許可を得ている場合
- (3) その他市長が必要であると認めた場合

(返却時の手続き)

第11条 当該保管自転車等の返却を受ける者は、返却時に様式第1号の受領誓約書を提出しなくてはならない。

(保管自転車等の売却手段)

第12条 保管場所の許容保管台数超過等の起因による条例第12条第2項に定める保管自転車等の売却手段は、那覇市契約規則（平成26年12月26日那覇市規則第59号）に定める契約とする。なお契約が成立しなかった場合は条例第12条第2項に基づき廃棄等の処分ができることから所有権は放棄されたと認定し、民法第239条第1項に基づき、市が当該自転車等を無主物として先占し所有権を取得することができる。

(保管自転車等の有効活用)

第13条 市長は条例第10条により撤去及び保管した自転車等が、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月25日法律第87号）第6条第4項に基づき所有権が市に帰属した場合、要綱第7条又は要綱第12条に基づき市が所有権を取得した場合は、再利用が可能な物を資源の有効活用を図るために、那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（1972年4月11日那覇市条例第9号）第7条第1号に基づき、市長が認める関係団体にこれを譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(補則)

第14条 その他必要な事項は、別に定める。

付則 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表1（要綱第4条関係） 放置防止重点区域

重点区域の名称	主な路線名等	公示日	効力発生日
壺川駅周辺区域	壺川駅交通広場 (壺川18号の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日
旭橋駅周辺区域	旭橋駅交通広場 (泉崎牧志線の一部及び 泉崎4号の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日
県庁前駅周辺区域	泉崎牧志線の一部	令和3年12月1日	令和4年4月1日
美栄橋駅周辺区域	美栄橋駅交通広場 (牧志中央線の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日
牧志駅周辺区域	牧志23号の一部	令和3年12月1日	令和4年4月1日
おもろまち駅周辺 区域	おもろまち駅東側交通広場 (真嘉比53号の一部) おもろまち駅西側交通広場 (銘苅38号の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日
古島駅周辺区域	古島駅交通広場 (古島58号の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日
石嶺駅周辺区域	石嶺駅東側交通広場 (鳥堀石嶺線の一部) 石嶺駅西側交通広場 (鳥堀石嶺線の一部)	令和3年12月1日	令和4年4月1日

別表 2 (要綱第 7 条関係) 道路管理課廃棄物認定基準 (自転車)

番号	判断基準	判断項目	点数
1	重要な機能が失われ自転車としての本来の用に全く供する状態でない。	ハンドル、タイヤ (前輪または後輪)、サドルのいずれか欠損・破損	3
2	主要な機能が失われ自転車としての本来の用に殆ど供する状態でない。	ブレーキワイヤー、チェーン、ペダル (左右) のいずれか欠損・破損	2
3	通常、自転車を置くべきでない場所に乱雑に放置している。	不法投棄 (道路敷地や道路予定地も含む)	2
4	長期間にわたり使用・管理していない。	車体やチェーンが著しく錆びている。	2
		タイヤ (前輪または後輪) がパンクしている。	2
		車体が (土や泥等で) 著しく汚損している。	2
5	所有者の特定が極めて困難である。	防犯登録シールが貼られていない。 (または貼っていた形跡がない。)	1
	※防犯登録がある自転車はすべて警察に照会すること。 合計 6 点以上で廃棄物と認定。		合計

別表 3 (要綱第 7 条関係) 道路管理課廃棄物認定基準 (原動機付自転車)

番号	項目	点数	
1	自走するための部品の欠損・破損や変形 (ハンドル・タイヤ・エンジン・ミッション・マフラー・ブレーキ等)	3	
2	車体・外装部品の欠損・破損や変形 (ライト、ミラー、メーター、シート等、ウィンカー、ガラス窓)	3	
3	ナンバープレート無し	2	
4	車体ナンバー無し	2	
5	長期に放置されたような車両全体の汚損、周辺の汚れ	2	
6	保険(車検)無しや保険切れ	2	
7	市の認知後 1 か月以上動かした形跡が無い	2	
8	自主撤去通知書送付後、1 か月以上放置	2	
9	住所不詳や沖縄本島外に転居した者の車両	2	
10	その他 (特記事項)	1	
	※合計 6 点以上で廃棄物と認定。		合計

受領誓約書

私が放置し、「那覇市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき撤去及び保管された下記の物件について、確かに受領しました。

今後、公共の場所に放置しないことを誓約します。また、他に所有権を主張する方が現れたときには、当方で対応いたします。

記

施設名 _____

放置個所 _____

放置物件 _____

令和 年 月 日

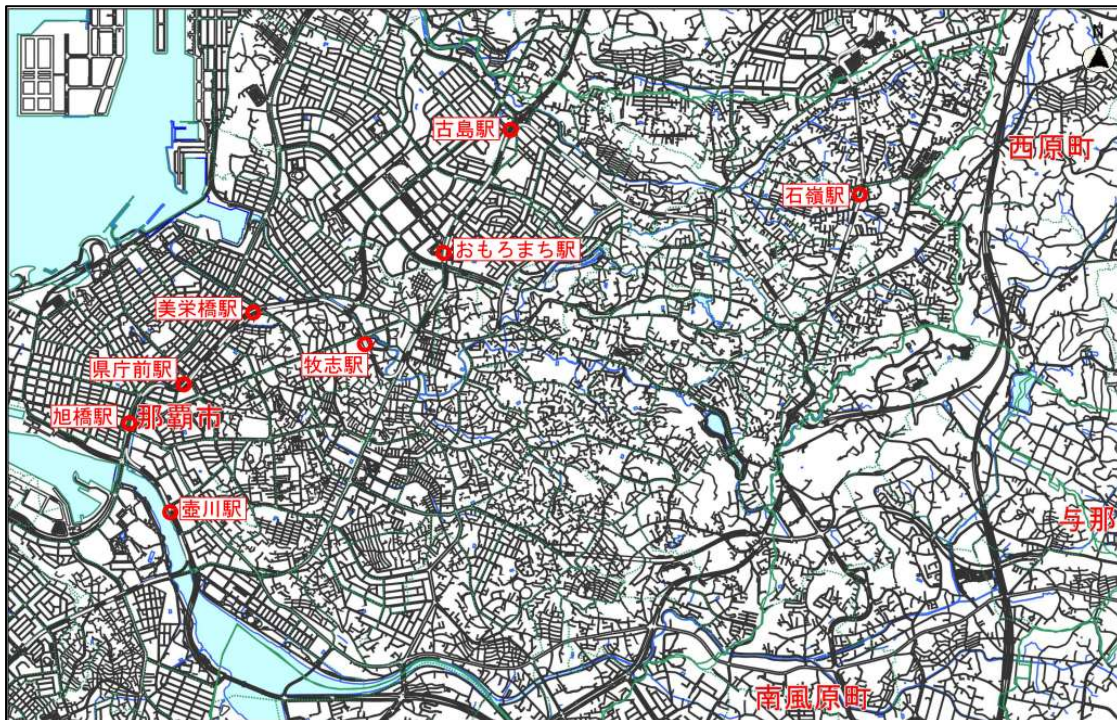
受領者 住 所 _____

連絡先 _____

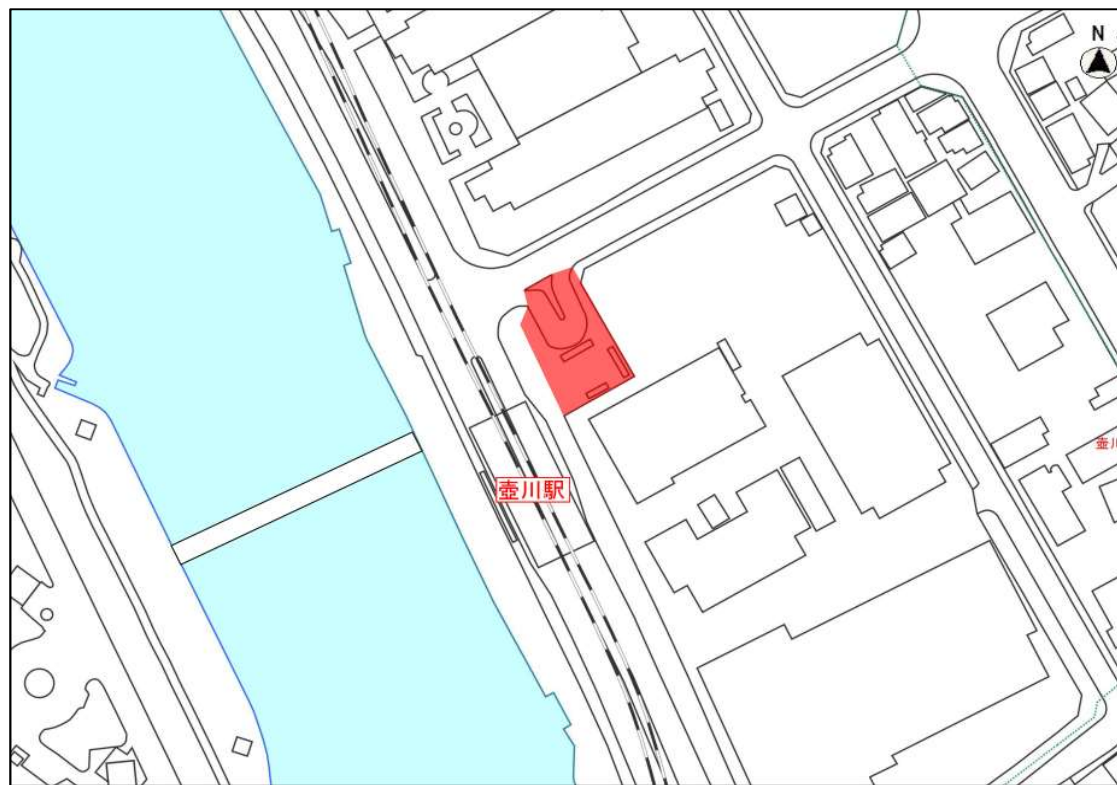
氏 名 _____ ㊟
(署名)

別図 (要綱第4条関係) 指定する重点区域

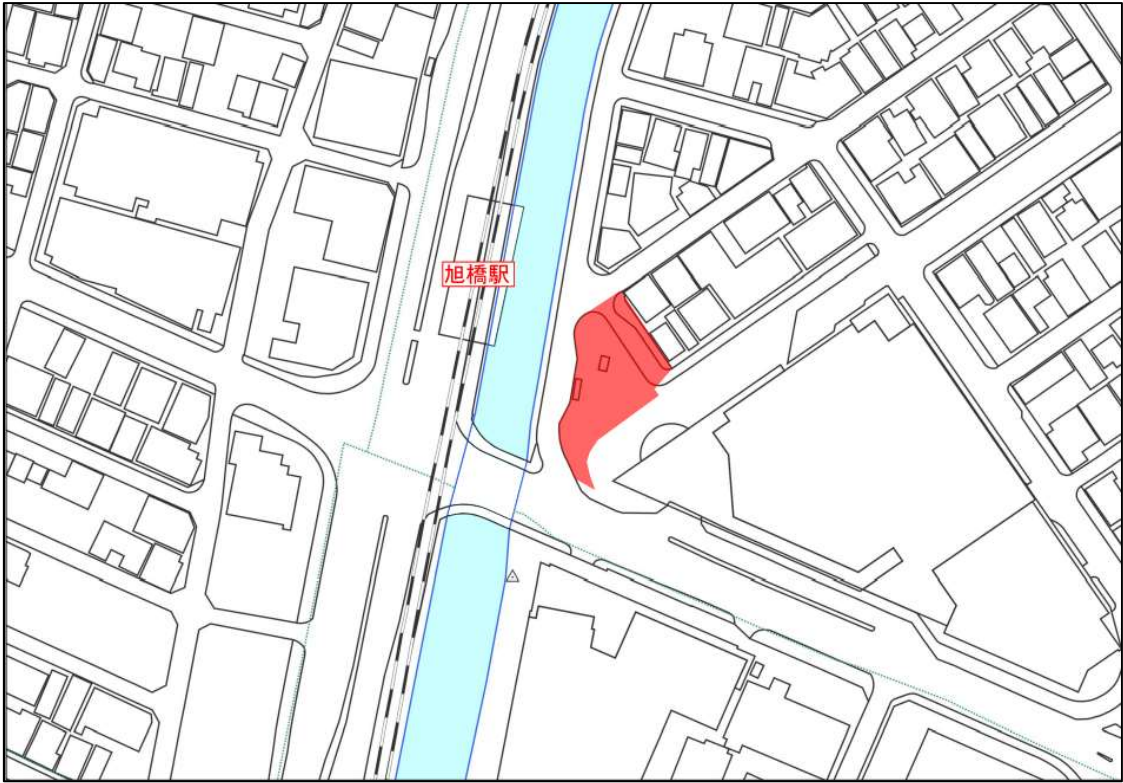
全体図



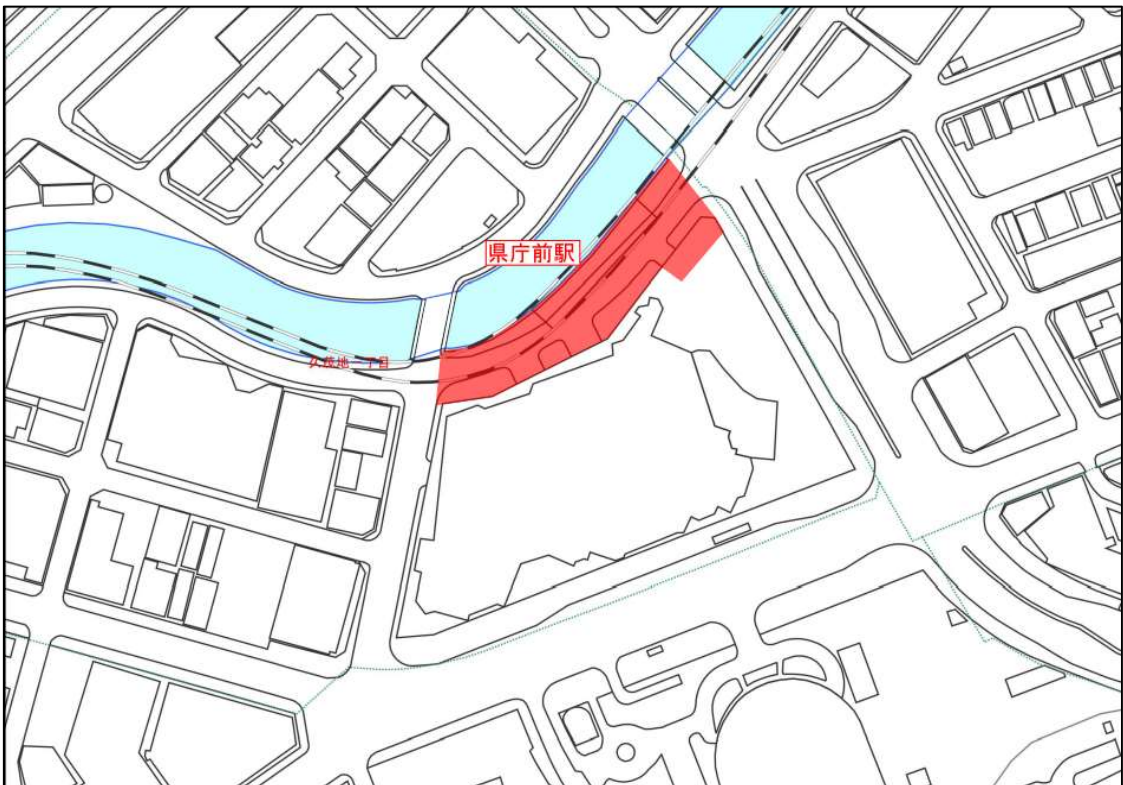
壺川駅周辺区域



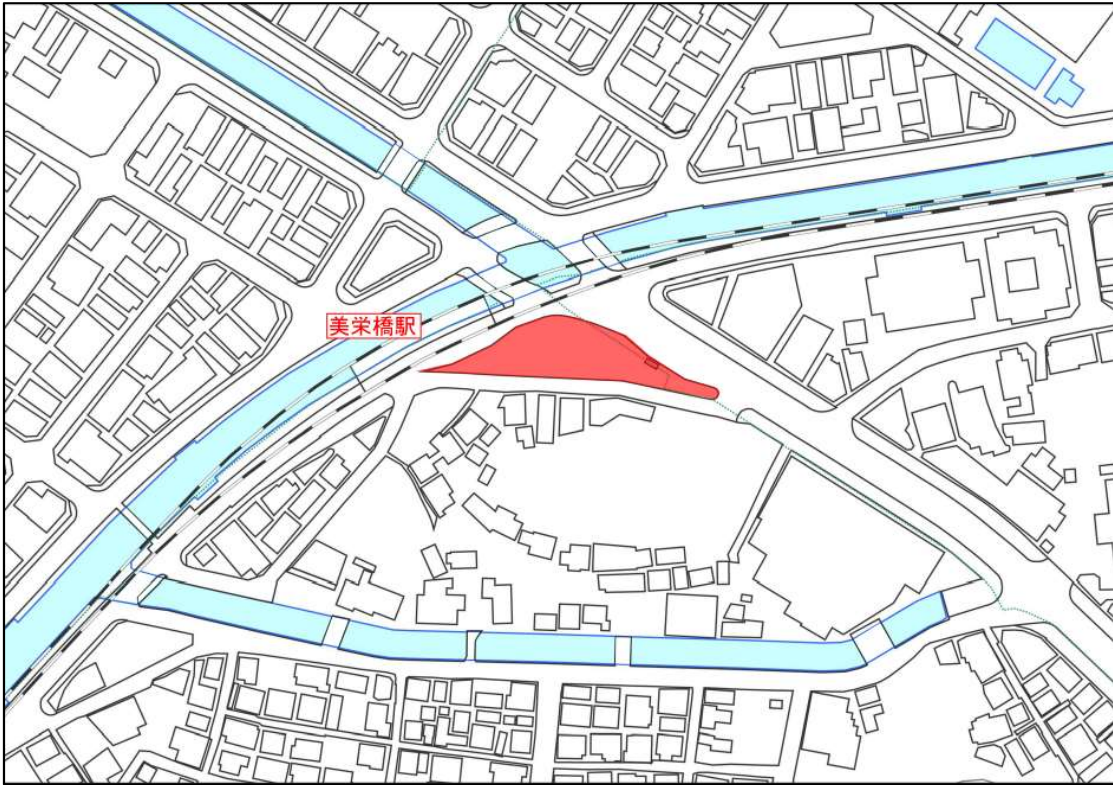
旭橋駅周辺区域



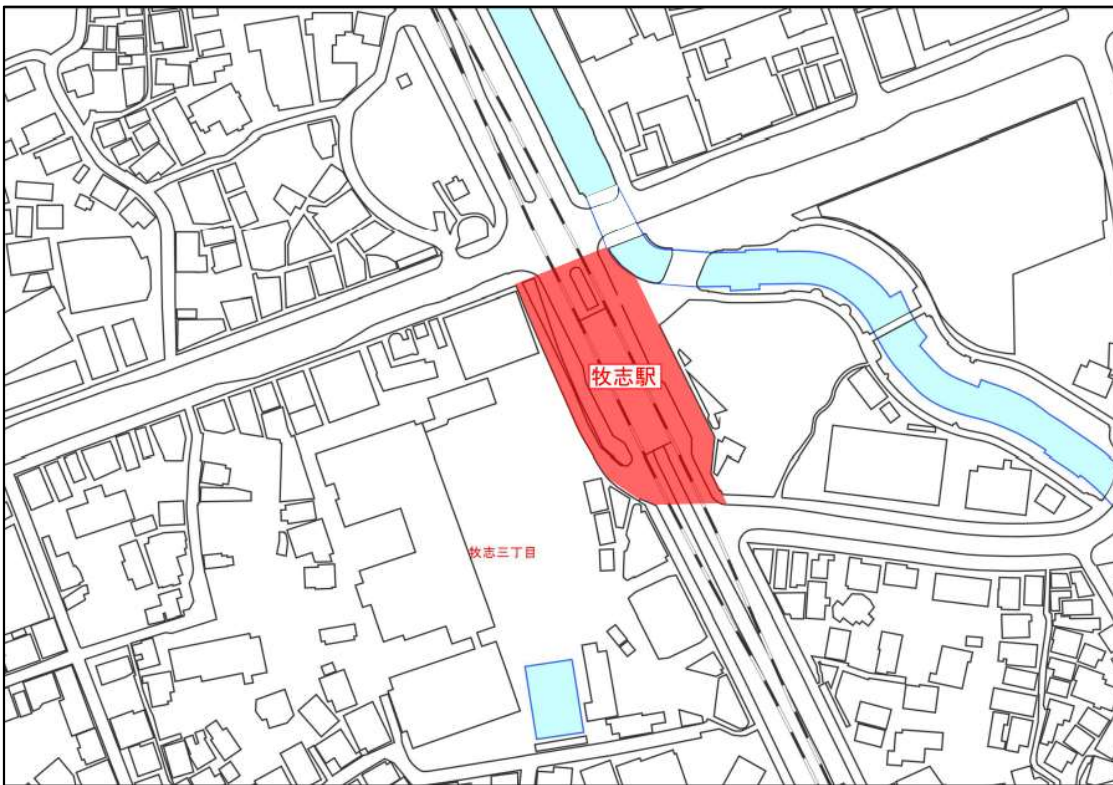
県庁前駅周辺区域



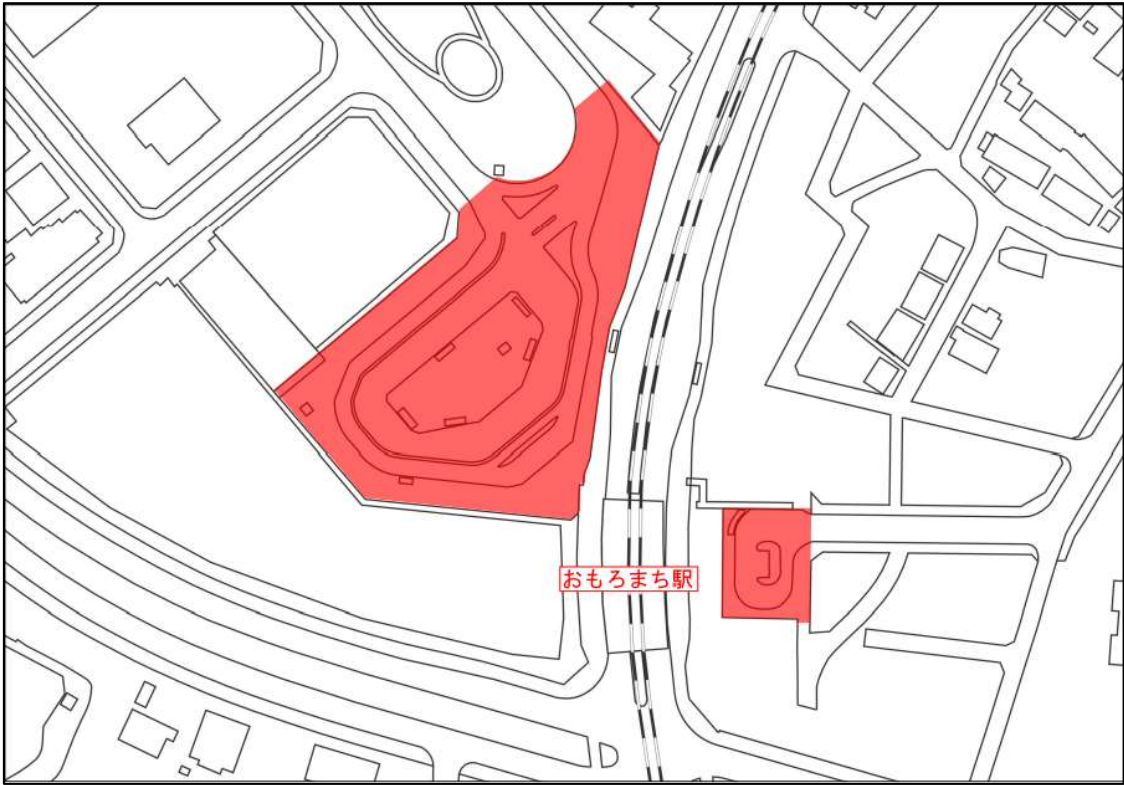
美栄橋駅周辺区域



牧志駅周辺区域



おもろまち駅周辺区域



古島駅周辺区域



石嶺駅周辺区域

